



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示の全部を変更する告示  
(新型コロナウイルス感染症対策本部)  
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示の全部を変更する告示(同)  
新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針の変更に係る告示(同)

官 庁 事 項

官 庁 報 告

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示の全部を変更する告示

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する告示(令和三年四月二十三日)の全部を次のとおり変更し、令和三年七月十二日から適用することとしたので、公示する。

令和三年七月八日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日(沖縄県については、同年五月二十三日、東京都については、同年七月十二日)から八月二十二日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 東京都及び沖縄県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示の全部を変更する告示

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する告示(令和三年四月一日)の全部を次のとおり変更し、令和三年七月十二日から適用することとしたので、公示する。

令和三年七月八日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月二十日から八月二十二日までとする。

(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から八月二十二日までとする。

・大阪府については、令和三年六月二十一日から八月二十二日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(三) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

(四) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。